

不妊治療を希望される場合、不妊治療を実施している医療機関に定期的に通院する必要があります。
また、医療保険の適用を受けている治療とそうでない治療に分かれており、どちらを受ける場合でも、治療費が高額となることがあります。
そのため、不妊治療を受けたいと希望される方の経済的な負担の軽減を図り、子どもを産み、育てやすい環境をつくることを目的として、滝上町では不妊治療費の助成を行います。

【対象となる方】

○以下のすべての条件に該当するご夫婦

- ・医師の診断を受け、不妊治療を受けている
- ・滝上町に住所がある(単身赴任等のため、ご夫婦どちらかの住所が町外にある方も対象)
※不妊治療を受けた日において、滝上町に住所を有する必要があります。
- ・法律上の婚姻をしている
- ・不妊治療を受ける妻の年齢が 43 歳未満
- ・都道府県または他の市区町村において、不妊治療に係る費用助成を受けていない



【対象となる治療内容】

- ・一般不妊治療(タイミング療法・人工授精など)
 - ・生殖補助医療(体外受精・顕微授精・男性の不妊治療(手術療法含む)など)
 - ・上記以外の不妊治療(先進医療をはじめとする保険適用外の不妊医療など)
- ※夫婦以外の第三者の精子や卵子を使用する不妊治療、代理母出産は対象外となります。



【対象となる費用】

○医療機関で受けた不妊治療と治療に必要な検査の費用

- ※文書料や個室料など治療に直接関係のない費用は対象外となります。
- ※医療保険各法における高額療養費または付加給付の費用を控除した額とします。

○上記治療に係る医療機関受診のための交通費

【助成の回数と上限額】

対象年齢	通算助成回数	1回の治療における治療費の助成上限額	1回の治療における交通費の助成額	備考
40歳未満	6回	医療保険適用となる治療 8万円 医療保険適用とならない治療 15万円 (両方実施した場合、最大23万円)	自宅から医療機関までの片道の距離から補助単価を算出し、最大5回まで助成する。 (例:役場から札幌市5,880円)	1回の治療において複数の医療機関で治療を受けた場合は、複数の医療機関でおさめた治療費を合算し、助成対象とする。 例)検査及び治療内容の決定、指示はA病院、指示に基づくホルモン注射はB病院など
40歳以上 43歳未満	3回			

【助成期間】

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

【申請方法】

○不妊治療が終了した日の属する年度末(3月31日)までに、以下の書類と印鑑、振込口座の通帳を持参し、滝上町こども家庭センターへ申請してください。

- ・滝上町不妊治療費助成申請書
- ・滝上町不妊治療受診等証明書 ※不妊治療を受けた主治医に記載してもらう必要があります。
※上記2つについては、役場窓口にお越しいただくか、ホームページからダウンロードしてお使いください。
- ・住民票謄本(記載事項(個人番号は除く)の省略をしていないもの)(発行日から3ヶ月以内のもの)
※夫婦別世帯の場合は、それぞれの住民票をご用意ください。
- ・不妊治療の領収書及び明細書

この助成金については、役場窓口のほか、保健師が訪問し、ご自宅でも申請することができます。
保健師の訪問による申請手続きを希望される方は、お気軽に下記までご連絡ください。

■滝上町こども家庭センター
TEL 29-2111 (内線245)